

平成 14 年 9 月 18 日

新しい司法修習の内容等について（抜粋）

最高裁判所

第 2 新しい司法修習の内容

3 新しい集合修習

新しい集合修習は、分野別実務修習の後に、司法研修所において、分野別実務修習を補完し、実務で求められる一定レベル以上の体系的で汎用性のある能力を身に付けさせる教育を行う。

集合修習の教育内容は、標準的な事件を素材にした精選された教材に基づき、起案、講評、討論等を行うことを中心とし、また、科目間の有機的連携を高めることにより、法曹の活動に共通に必要な法的思考・分析能力、事実認定能力、説得的な表現能力等の養成に重点を置いたものとする。

集合修習は、民事弁護、刑事弁護、検察、民事裁判、刑事裁判の各科目を基本とし、70人程度のクラス編成の下で、実務経験豊かな弁護士、検察官、裁判官である教官が指導に当たる。

- (1) 新しい司法修習における集合修習は、司法修習生が分野別実務修習において、各分野の実務を一通り体験した後に、こうした実践的知識を整理し、体系的で汎用性のある能力を身に付けさせることを主眼として、併せて、それまでの教育効果のばらつきを是正して、分野別実務修習を補完する教育を行うものとする。

現行の司法修習では、実務修習の導入のための前期集合修習、総仕上げ

のための後期集合修習という枠組みを採り，前期集合修習においては，基礎的法理論を補充する教育や，要件事実に代表されるような実務的・実践的な法理論教育を行ってきた。今般，プロセスとしての法曹養成制度が構築される中で，法科大学院において実務を視野に入れた法理論教育が行われ，また，新しい司法修習では，法曹に必要とされる基本的なスキル（技法）とマインド（素養等）の養成に焦点を絞ることなどを踏まえ，前期集合修習を行わないこととするなど，集合修習の基本的な枠組みを変えることにした。

- （２）新しい集合修習においては，今後，法曹が法廷活動以外の分野においても幅広く活動することを視野に入れて，これらの法曹の活動に共通して必要とされる基本的な実務能力の養成に重点を置いた教育を行う。

集合修習は，民事弁護，刑事弁護，検察，民事裁判，刑事裁判を基本科目として，体系的な実務法律教育を行う。また，70人程度のクラス編成の下で，基本科目の分野について実務経験豊かな弁護士，検察官，裁判官である教官が指導を担当する教育態勢をとることを考えている。

各基本科目とも，司法修習生全員が既に8か月の実務を体験していることを前提とし，生きた素材をベースとした教材による起案を行い，これに対する講評，教官や司法修習生との討論等を行う教育方法を基本とし，法的思考・分析能力，事実認定能力，説得的な表現能力などの実務能力を修得することに焦点を絞ったカリキュラムに基づく教育を行う。

より具体的に言えば，裁判科目を例にとると，判決書作成における形式的・技術的な事項をできる限り捨象し，教材の事案の法的構成や事実認定に関する問題点を分析・検討させて，その結果を文書（一種のリサーチペーパー的なもの）に作成させ，教官がこれに個別の添削・講評を加えた上で，司法修習生との間で討論の機会を持ち，必要な指導を行うことを考えている。

- （３）このような教育内容は，現行の後期集合修習の組立てを参考とし，これまで蓄積してきた教育のノウハウを活用して実施することとなるが，法

的紛争の実態に応じ、民法・刑法といった伝統的な基本法に関する法的紛争の解決等に役立つだけでなく、専門的・先端的な領域における法的紛争の解決等にも応用され得るよう検討していきたい。

また、できる限り基本科目間の融合を図り、連携を強化したい。例えば、民事弁護・民事裁判について、ある民事紛争の事案に基づき、一方の当事者サイドの資料を基に、当事者の立場で、主張構成、証拠収集、紛争解決の方針を検討するという演習、反対当事者サイドの資料等を追加した上で、判断者の立場で、主張整理、証拠判断、判断の論理構成、和解の方針等を検討するという演習を組み合わせるなどを行うことなどが考えられる。

(4) 集合修習における更に具体的な教育内容、教育手法の工夫等については、今後、平成18年の新司法試験合格者の受入れに向けて、現に集合修習を担当している司法研修所教官等の協力を得て検討していく必要があるが、前記のような指導方針に立てば、例えば、司法修習の期間が1年程度に短縮されることに伴い、集合修習の期間(実質的に教育を行う期間)が2か月に短縮されたとしても、新しい司法修習が目指す教育効果を十分に達成できるものと考えている。

(5) 平成16年に司法試験合格者数が1500人に増加される予定であることから、裁判所は、平成17年春に入所する司法修習生の増加に対応するため、司法研修所の物的態勢、人的態勢の整備を図るべく準備を進めている。

前記のとおり、集合修習は、分野別実務修習の後に、総合型実務修習と交互に組み合わせて実施することを考えている。このように、司法修習生を2班に分けた修習課程を採用すれば、1500人の集合修習態勢(司法研修所の物的人的態勢)を効率的に活用することができる。